

かさま子育て支援プラン

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

概要版



計画の 位置付け

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」における教育・保育サービス等の子育て支援事業を引き継ぐ計画です。

また、「笠間市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、市の関連計画との整合性を図るものです。

基本理念

この計画は、笠間市総合計画の将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る文化交流都市～」を実現するため、健康・福祉施策の大綱である「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」により、支えあう心を大切にし、だれもが子育てを楽しみと感じ、『笠間』で子どもを育ててよかったと実感のもてるまちづくりを目指します。

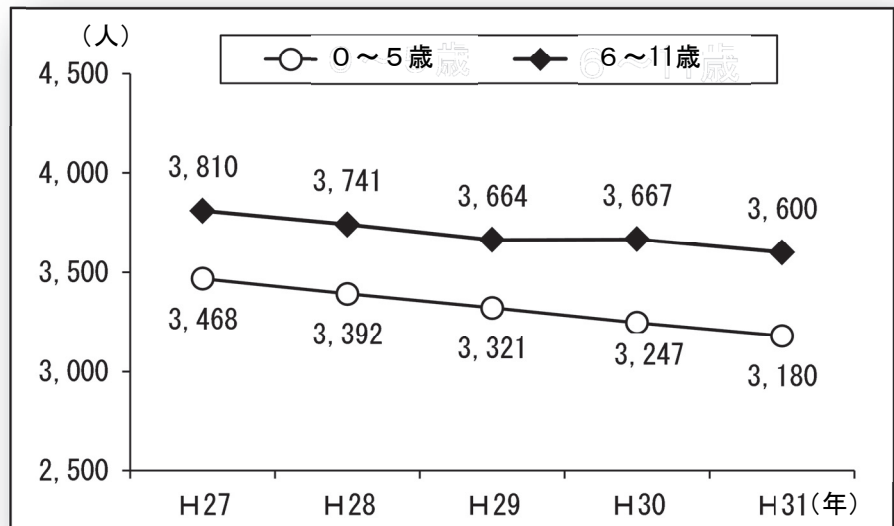
乳幼児期からの子どもの発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供により子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うとともに、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、子どもたちの明日のために、子どもたちの健やかな成長のために、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組みます。

そのための基本理念として「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」から「地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市」を継承し、その実現に向け取り組んでいきます。

児童数の推計

0歳から5歳人口、6歳から11歳人口ともに、今後の推計において減少することが予測されます。

0～5歳、6～11歳人口の推計値 各年4月1日現在





計画の構成



地域みんなで支え合う

子育てのまち

笠間市

教育・保育事業の量の見込みと提供体制

- ①教育・保育事業（幼稚園、保育所（園）等）の利用状況
- ②平成27年度以降の特定教育・保育施設への移行予定等について
- ③各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定
- ④教育・保育事業の確保方策の考え方

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

- ①幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及
- ②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児施策の充実等
- ④出産・子育てに関する特色ある講座の実施
- ⑤子育て施策の調査・研究

子育てと仕事の両立支援

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育の量の見込みと提供体制



認定こども園、幼稚園、保育所（園）などを利用する子どもは、市の認定を受けることになります。

[認定区分]		[利用施設等]
1号認定	3歳以上、教育のみ	認定こども園及び幼稚園
2号認定	3歳以上、保育の必要性あり	認定こども園及び保育所（園）
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園及び保育所（園）、地域型保育*

※地域型保育には、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育があります。

◆各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定

1号認定、2号認定は「利用定員」に余裕が見込まれますが、3号認定では不足が見込まれます。

各教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」

認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 3～5歳	利用定員	1,515	1,345	1,231	1,231	1,231
	確認を受けない幼稚園の利用定員	0	0	0	0	0
	量の見込み	938	915	884	863	847
	差	577	430	347	368	384
2号認定 3～5歳	利用定員	862	880	890	890	890
	量の見込み	828	808	780	762	748
	差	34	72	110	128	142
3号認定 1・2歳	利用定員	360	435	506	530	530
	量の見込み	548	538	539	527	514
	差	-188	-103	-33	3	16
3号認定 0歳	利用定員	102	129	153	165	165
	量の見込み	174	171	166	163	160
	差	-72	-42	-13	2	5

◆教育・保育事業の確保方策の考え方

平成29年度までに「量の見込み」に対応した「利用定員」とすることができるよう、次の確保方策を取り組みの方針とします。

施設	内容
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設となるか確認します。 ○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。

施設	内容
既存の認定こども園、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○「利用定員」の予定数が、「認可定員」を下回る施設については、2号・3号認定の「利用定員」の設定（拡大）について働きかけ、必要な施設整備について支援します。 ○小規模保育の導入が可能な場合には、必要な施設整備について支援します。

施設	内容
既存の保育所(園)	<ul style="list-style-type: none"> ○現在「認可定員」を超えて受け入れを実施しており、面積要件などの基準をクリアできる施設については「認可定員」を見直し、3号認定の「利用定員」の拡大を働きかけます。 ○3号認定の拡大について働きかけ、必要な施設整備について支援します。

施設	内容
事業所内保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設に移行するか確認します。 ○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。

施設	内容
新規参入	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設での確保方策を優先しますが、供給（確保の状況）が不足であれば、新規参入に対しても支援し、誰もが教育・保育を利用できるようにしていきます。

地域子ども・子育て支援事業の内容



利用者支援事業

事業内容	○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行う事業。
確保方策	○平成27年度から、利用者支援事業「母子保健型」として、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ相談拠点として、友部保健センターに子育て世代包括支援センターを設置します。

時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	○保育認定を受けた子どもの、通常の利用日・時間以外の認定こども園、保育所（園）等での保育を実施する事業。
確保方策	○認定こども園、保育所（園）の15か所（平成29年度からは16か所）で実施します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容	○保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に小学校の余裕教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
確保方策	○小学校及び民間施設により、13か所で実施します。

子育て短期支援事業

事業内容	○保護者の疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で保護を行う事業。
確保方策	○近隣の児童養護施設等との連携を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	○生後4か月までの乳児家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
確保方策	○すべての乳幼児を対象に、保健センター職員等が訪問を実施します。

養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

事業内容	○養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に訪問し、指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。 ○子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
確保方策	○支援が必要な世帯の把握に努め、保健師、家庭児童相談員などと連携し対応します。 ○関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

地域子育て支援拠点事業

事業内容	○乳幼児やその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う事業。
確保方策	○子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」の3施設で実施します。

一時預かり事業【認定こども園・幼稚園の在園児対象】

事業内容	○認定こども園、幼稚園での在園児を対象とした預かり保育をする事業。
確保方策	○認定こども園、幼稚園の10施設で実施します。

一時預かり事業【在宅の乳幼児対象】

事業内容	○家庭で一時的に保育が困難になった乳幼児を、主に昼間に認定こども園、保育所（園）、ファミリー・サポート・センターで一時的に預かる事業。
確保方策	○認定こども園及び保育所（園）の10施設、笠間市ファミリー・サポート・センターの1施設、合計11施設で実施します。



病児保育事業

事業内容	○病児（病後児）について、病院・保育所等の専用スペースなどで、看護師等が一時的に預かり保育する事業。
確保方策	○平成27年度は4施設、平成28年度は5施設、平成29年度は6施設、平成30年度からは7施設で実施します（各年度とも在園児を対象とした体調不良児の保育を実施する2施設を含む）。 ○病児保育は、平成30年度の市立病院の建て替えに合わせて実施する予定です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
確保方策	○笠間市ファミリー・サポート・センターで実施します。

妊婦健康診査

事業内容	○妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
確保方策	○各保健センターで母子健康手帳交付時に受診券を配布し、妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、医療機関の受診を促進します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	○保護者の世帯所得状況等により、教育・保育施設等に保護者が支払う日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加費用等の助成を行う事業。
確保方策	○特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯の把握に努め、一定の助成を行います。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営の促進をするための事業。
確保方策	○今後の供給体制整備の必要性に応じて調査研究を進めます。

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

項目	取り組み事業
◆幼稚園及び保育所(園)の認定こども園への移行促進・普及	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園・保育所の統合による認定こども園の設置 ○私立幼稚園・保育園の認定こども園への移行促進 ○幼稚園・保育所職員の研修の実施
◆質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園・幼稚園・保育所職員の研修の実施 ○認定こども園・幼稚園・保育所(園)・小学校の交流連携推進(小学校統合後の連携) ○地域型保育事業の保育従事者の有資格者の確保支援 ○幼稚園、保育所(園)の施設の充実

育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

取り組み事業
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター(友部保健センター内)での「利用者支援事業(母子保健型)」の推進 ○子育て支援センターによる相談支援・情報提供 ○情報誌(子育て支援ガイドブック)の発行、広報紙による情報提供 ○笠間市子育て支援ホームページ「かさまぼけっと」による情報提供 ○スマートフォンやタブレット端末用アプリによる子どもの年齢に応じた情報の提供 ○認定外保育施設(事業所内保育施設など)への地域型保育事業施設への移行促進

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

項目	取り組み事業
◆児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の推進 ○子育て短期支援事業の推進 ○家庭児童相談員との連携 ○要保護児童対策地域協議会との連携 ○子どもを守る地域ネットワーク強化事業 ○児童養護施設等との連携 ○幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等との連携

項目	取り組み事業
◆ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就学援助費の支給 ○ひとり親家庭等日常生活支援・情報提供 ○ひとり親家庭等の親への自立支援、就業支援 (母子父子自立支援員の設置) ○高等技能訓練促進費(生活費の補助) ○母子自立支援プログラムによる就労支援 ○母子家庭等自立支援給付金事業 ○児童扶養手当事業
◆障がい児施策の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ○親子通園事業(つくしんぼ教室、おひさま教室、すずらん教室)の実施 ○幼児のことばとこころの教室「さくらんぼ学級」の実施 ○乳幼児期を含め早期からの教育相談・進路指導 ○認定こども園、幼稚園、保育所(園)、小学校、放課後児童クラブ、特別支援学校等との連携、研修による専門性の向上 ○友部特別支援学校(「どんぐり教室」幼児の相談指導教室)との連携 ○日中一時支援事業の実施 ○障がい児の補装具・日常生活用具の交付 ○障がい児通所支援サービス・ショートステイサービスの実施 ○障がい児通園施設運営事業の実施 ○障がい児保育事業の実施 ○特別支援教育の充実(インクルーシブ教育:合理的配慮の充実) ○放課後児童健全育成事業における障がい児、特別支援学校児童の受け入れ体制の整備 ○「ふれあいスポーツの集い」の開催 ○小学校・中学校と特別支援学校との交流 ○基幹相談支援センターによる相談支援
◆出産・子育てに関する特色ある講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○出産や子育てに関する講演会の開催 ○子育て支援講座の拡充
◆子育て施策の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ○笠間市子育て支援連携会議(仮称)の設置・運営



子育てと仕事の両立支援

項目	取り組み事業
◆仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進条例に基づく取り組みの推進 ○育児・介護休業制度の普及 ○雇用情報の提供 ○男女が働きやすい環境づくりのための広報、情報提供、フォーラム等の開催 ○事業所への出前講座の開催 ○男女共同参画推進事業者の認定 ○育児・介護を担う労働者への情報提供
◆仕事と子育ての両立の ための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市立病院建て替えによる病児保育事業の実施 ○教育・保育施設の整備 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施施設の整備 ○笠間市ファミリー・サポート・センターの活動促進 ○再就職に向けたセミナー等の情報提供

計画の推進

項目	取り組み事業
◆進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ○担当課による計画の進捗状況の定期的な把握 ○「笠間市子ども・子育て会議」による計画の評価 ○検討結果のホームページ等による公表
◆子ども・子育て支援 制度の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ホームページ等を活用し、市民の目線にたった分かりやすい情報発信 ○子ども・子育て支援新制度への理解を深め、計画が円滑に推進できるよう継続した情報提供

かさま子育て支援プラン

笠間市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

平成27年3月 笠間市福祉部子ども福祉課

